

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 濱上和康

#### 奈良県教育委員会規則第十六号

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用、分限、懲戒等の手続に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（辞令書等）」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「辞令書」を「辞令書又は教育長が別に定める人事異動発令通知書」に改める。  
第四条中「一に」を「いずれかに」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。